

企画競争説明書

業務名称：パレスチナ理数科教育の質改善プロジェクト

案件番号：180573

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2018年12月19日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したもので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2018年12月19日(水)

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：パレスチナ理数科教育の質改善プロジェクト

(2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

() 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

(○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款

国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 契約履行期間(予定)：2019年2月下旬～2020年2月下旬

4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第一課 吉田 清志 Yoshida.Kiyoshi@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照のこと。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（5）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

6 説明書に対する質問

（1）質問提出期限：2018年12月26日（水）12時

（2）提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（3）回答方法：2019年1月7日（月）までに機構ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

7 プロポーザル等の提出

（1）提出期限：2019年1月11日（金）12時

（2）提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（3）提出先・場所：上記4. 窓口

（4）提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部
見積書 正1部 写 1部

（5）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- 5) 虚偽の内容が記載されているとき
- 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（6）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。

- a) 旅費（航空賃）
- b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）
企画競争説明書第4章 5. 再委託に記載の（1）授業分析業務（理科・算数）と（3）授業分析ビデオ翻訳業務に関しては別見積りとする。



3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) ILS 1 = 30.536100 円
- b) US\$ 1 = 113.385000 円
- c) EUR 1 = 129.024000 円

5) その他留意事項

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任／教師教育（現職研修および教員養成）
- b) 算数教育
- c) 理科教育

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 13.15 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

（ ）本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

（ ）本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年1月30日(水)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等

- ③業務従事予定者の経験・能力
 - ④若手育成加点*
 - ⑤価格点*
- *④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)
案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- 力、競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ、競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク、その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調

達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

1.3 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html）

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：に係るO/D、B/D、D/D、S/V

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

（ ）本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

【業務主任者（業務主任／教師教育（現職研修および教員養成））】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと）

a) 類似業務の経験：教師教育（現職研修および教員養成）における各種業務

b) 対象国又は同類似地域：パレスチナ 及び全途上国での業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

d) 業務主任者等としての経験

e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 算数教育】

a) 類似業務の経験：算数教育における各種業務

b) 対象国又は同類似地域：パレスチナ 及び全世界での業務の経験

c) 語学力：語学評価せず

d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 理科教育】

- a) 類似業務の経験：理科教育における各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：パレスチナ 及び全世界での業務の経験
- c) 語学力：語学評価せず
- d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

2 プロポーザル作成上の条件

（1）自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。
- 注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

（2）外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能ですが。ただし、委託される業務は我が國ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目指してください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本案件については、プレゼンテーションを実施しません。
- (○) プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期：2019年 1月17日(木) ~
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

2. 実施場所：当機構本部（麹町）本部 210会議室

3. 実施方法：

- (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- (2) プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。機材の設置にかかる時間は、上記(1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- (3) 海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーON機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

b) Skype等のインターネット環境を使用する会議

競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注) 当機構在外事務所のJICA-Netの使用は認めません。

以 上

プロポーザル評価表
パレスチナ理数科教育の質改善プロジェクト

別紙

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26.00)	
①業務主任者の経験・能力 業務主任／教師教育（現職研修および教員養成）	(21.00)	(9.00)
ア) 類似業務の経験	8.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(—)	(9.00)
カ) 類似業務の経験	—	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
コ) その他学位、資格等	—	1.00
③体制、プレゼンテーション	(5.00)	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5.00	5.00
シ) 業務管理体制	—	3.00
(2) 業務従事者の経験・能力：算数教育	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：理科教育	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第3 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

パレスチナ自治政府（以下、「パレスチナ」）は、1994年の自治政府樹立後、紛争影響地域としての政治的特殊性・脆弱性を抱えつつも人的資源開発を重視した国家開発に取り組んでいる。

教育に関しては、自治政府による初等教育普及振興策が功を奏し、2013年には初等教育の総就学率95%とアラブ諸国平均と同等レベルのアクセスを達成した。他方、学力においては国際比較テストでは低位に甘んじるなど、教育の質の面では多くの課題が指摘されており、中でもカリキュラム改訂が喫緊の課題とされていた。

そこで教育・高等教育庁（以下、「MoEHE」）は2015年に、初等から後期中等教育までのカリキュラム・教科書を改訂することを決定し、JICAはパレスチナの教育セクターで初めての技術協力プロジェクトとなる「パレスチナ日本初等理数科カリキュラム・教科書改訂協力プロジェクト」（以下、「PAJEC」）において、初等理数科の教科書改訂に対する技術支援を2016年11月から2018年11月まで実施した。

カリキュラム・教科書改訂は一応の完了を見たが、新しいカリキュラムの中心的概念である「生徒中心型」の教育は、それまでパレスチナで実施してきた知識伝達型の教育とは大きく異なり、教授法の大きな転換が求められているため、MoEHEは2017年8月にJICAに理数科教員が効果的な生徒中心型授業を実施するための技術支援を要請した。当機構は2018年11月に基本計画策定調査を実施し、本プロジェクトの基本計画に関する協議議事録（Minutes of Discussions）に署名し、本業務の契約締結までにR/D（Record of Discussions）を2019年1月中に締結する予定である。本プロジェクトは二段階方式を採用しており、本業務ではそのうち1段階目の業務を委託するものである。

新しい教科書は既にパレスチナ全域で使用されているが、前述のとおり教授法の大きな転換が求められることから、MoEHE及び多くの教員からその教科書を有効に活用し、新しいカリキュラムを子どもの学びに繋げるための早急な技術支援が求められている。

2. プロジェクトの概要

（1）プロジェクト名

理数科教育の質改善プロジェクト

（2）上位目標

理数科教育の強化を通して、全国の生徒の創造性、批判的思考力が改善される。

（3）プロジェクト目標

理数科教育の強化を通して、ターゲット校の生徒の創造性、批判的思考力が改善される。

（4）期待される成果

1) 理数科教育の強化を通じた生徒の創造性、批判的思考力の改善のための有効

で実行可能な幾つかの介入策が開発される。

- 2) 理数科教育の強化を通じた生徒の創造性、批判的思考力の改善のための最も有効で実行可能な介入モデルが特定され、ターゲット校に普及される。(2段階目であり本業務では対象外)

(5) 活動の概要

【1段階目：授業・学習達成度分析と介入策の小規模での試行】

- 1-1. 教員や視学官に対して、新しい教科書を用いた効果的な授業を実践するための技術的支援を行う。
- 1-2. MoEHEによる教員職能開発活動に関するデータ・情報を収集し分析する。
- 1-3. 学力診断テストを開発・実施し、理数科教育における生徒のつまづきを診断する。
- 1-4. 理数科授業のビデオを撮影する。
- 1-5. 授業ビデオと学力診断テストを分析し、結果をまとめる。
- 1-6. 分析結果に基づき、生徒の創造性、批判的思考力を改善するための、教員職能開発活動の改良を含めた幾つかの介入計画を立案する。
- 1-7. 立案した介入策を小規模に試行し、その有効性と実行可能性を評価する。

【2段階目：介入モデルの開発・評価と対象校への拡大】(参考)

- 2-1. 成果1で試行した介入策を改善・統合し、介入モデルを開発する。
- 2-2. 改善された介入モデルをパイロット校で実施する。
- 2-3. 介入モデルを評価・改善し、対象校へ普及させる。
- 2-4. 介入モデルの包括的な評価を行う。
- 2-5. 全国に拡大可能な最終的な介入モデルを開発する。

(6) 対象地域

西岸地区及びガザ地区のターゲット校 500 校

(7) 協力期間

2019年3月—2022年8月(3年6ヶ月)

(1段階目：2019年3月～2020年2月、2段階目：2020年7月～2022年8月)

(8) 関係官庁・機関

教育・高等教育庁(MoEHE) 視学局、アセスメント評価局(以下、カウンターパート(C/P)という。)

3. 業務の目的

「理数科教育の質改善プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係るR/Dに基づき、C/Pと協働し1段階目の業務(活動)を実施することにより、期待される成果1を発現する。

4. 業務の範囲

本業務は、当機構がパレスチナ自治政府と締結予定の R/D (Record of Discussions)に基づいて実施される「理数科教育の質改善プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 二段階方式の採用

本技術協力プロジェクトは二段階方式を採用している。3年6ヶ月の協力期間のうち、1段階目は2019年3月から2020年2月までの1年間、2段階目は2020年7月頃から2022年8月頃までの2年強を予定している。本業務は1段階目の業務を委託するもので、2段階目の業務は、1段階目終了時期にプロジェクトの詳細計画を策定した上で、別の契約として企画競争を実施する予定。

(2) プロジェクトの基本設計

本プロジェクトの基本設計は以下の通り。前述のとおり、本業務ではこのうち1段階目の実施を委託するものであり、2段階目の業務は含まれない。

尚、記載した時期は厳密なものではなく、あくまで現時点の想定である。

《1段階目》(2019年3月—2020年2月)

1) 既存の教員職能開発活動の観察と技術支援 (2019年3月—8月)

後述する既存の教員職能開発活動を観察し、その活動の仕組み、学校現場の様子や教員の実態などを把握すると共に、適宜教員や視学官に対し、新しい教科書を使った授業を実践するための技術支援を行う。

2) 分析 (2019年3月—7月)

より効果的な介入策を立案するため、児童・生徒の理数科の学習達成度が低迷している原因の分析を行う。特に、生徒の誤認識やつまづきとその原因、そして理数科の授業の特徴を掴むことを主眼に置く。

3) 効果的な介入策の探索 (2019年7月—2020年2月)

上記1) 2) で得た情報や分析結果に基づき、児童・生徒の学びを改善するために有効で実行可能な介入策を、MoEHEとも協議の上、幾つか立案・試行することで探索する。これらの試行は、必ずしもパレスチナ全域で実施する必要はなく、ラマッラ周辺の幾つかの学校・教員を対象に小規模で実施することを想定している。これらの試行の結果を踏まえ、有効で実現可能性の高い介入モデルの素案を開発する。

《詳細計画の策定・R/D の変更》(2020年3月)

1段階目で得た情報や分析結果、試行結果を踏まえ、2020年3月にJICAが詳細計画策定調査団を派遣し、2段階目の詳細計画を策定し、R/Dの変更を行う。

(参考) 以下の2段階目の活動は本業務の対象外だが、参考までに記載する。

《2段階目》(2020年7月—2022年8月)

- 1) 介入モデルのパイロット（2020年7月—2021年6月）

1段階目で開発された介入モデルを、パレスチナ全24教育行政区¹のパイロット校（100校程度を想定）で1年間パイロットを行う。パイロット期間を通じ、介入モデルに適宜改良を加える。
- 2) 介入モデルの評価（2021年7月—2022年5月）

上記パイロットを通じ改善した介入モデルを、全24区の対象校500校²に実施する。介入を実施しない対象群も含めてベースライン・エンドライン調査を行い、効果測定を含めたモデルの評価を行う。
- 3) 介入モデルの最終化（2022年6月—8月）

モデルの評価結果に基づき必要な修正を加え、MoEHEにて本プロジェクト終了後に全国に普及させる介入モデルを最終化する。

（3）児童・生徒の学びの改善の重視

本プロジェクトでは、上位目標、プロジェクト目標がそうであるように、創造性、批判的思考力（P.16（8）で後述）を含む児童・生徒の学びの改善を重視している。本プロジェクトにおける主な技術支援の対象は、少なくとも案件の冒頭では直接的には視学官や教員を予定しているが、その技術支援や介入策の有効性の測定は、教員の能力や授業の改善だけでなく、最終的には生徒の学びに対する効果をもって測られる必要がある。よって、本プロジェクトでは、介入策の有効性の判定のため、児童・生徒の学習達成度のアセスメントを適宜実施することを想定している。

（4）分析の重要性とその結果に基づく介入策の立案・試行

児童・生徒の学びを改善する介入策を立案する上で、パレスチナの児童・生徒の学びを生む過程の現状把握、状況分析を実施することは、介入策の質や精度の向上に大きく寄与し結果的に時間やコストの節約にもつながるとも考えられ、非常に重要である。

2018年11月に実施した基本計画策定調査では、学びを生む過程を分析する上で、カリキュラム・教科書の質、授業の質、児童・生徒の能動的な学習時間量、そしてその結果としての児童・生徒の学習達成度を主たる分析対象として想定しMoEHEと協議した結果、有用な分析結果が存在しない授業分析と、学習達成度の詳細な分析を本プロジェクトにて実施することとなった。

これら本プロジェクトで実施する分析の結果と併せて、その他の既存の分析結果³を収集し総合的に状況を分析した上で、特にカリキュラムの実施面に焦点を当

¹ パレスチナの教育行政区は西岸地区が17区、ガザ地区が7区の合計24区がある。

² 500校という数字は案件形成時の経緯から概算を基に算出されたもので、具体的な学校の選定は未実施。その選定基準等は本プロジェクトにおいてMoEHEと協議の上決定する必要がある。

³ MoEHEによると、カリキュラム・教科書の分析に関しては他ドナー（欧州を中心とする協調融資協定）が実施済みで近く結果が共有可能とのこと。また、児童・生徒の学習時間に関しては、MoEHEが実施する全国学習達成度テストやモニタリング評価等で実施した質問紙調査が幾つか存在するとの事であった。

は、2段階目の開始時に決定することとなっている。

本業務では、上記「(5) 介入策の範囲」に記載の方針と併せ、介入策を考える上で、教材・教具を購入し活用する選択肢も積極的に検討し、プロジェクト目標を達成する上で供与が妥当と考える教材・教具の具体的な内容、数量や配布方法を業務完了までにJICAに対し提案すること。なお、この教材・教具は、必ずしも物品としての教材・教具の供与に限らず、例えばICT教材の使用料等に充てることも排除しない。

(8) 創造性、批判的思考力について

近年、日本を含む先進諸国を中心に、「コンテンツからコンピテンシーへ」といった学力観・能力観の変化や、「TeachingからLearningへ」といった教育観の変化が世界的潮流となっているが、パレスチナにおいても、新しいカリキュラムにおいてMoEHEが強化を目指す能力として、「創造性、批判的思考力」が挙げられた。批判的思考力については、世界の最先端の議論ではその能力の定義や構成する要素が整理されつつあり、その測定手法・アセスメントも開発されているが、それでも批判的思考力を伸ばす教育法に関してはまだ確立された段階ではない。また、創造性に関しては、学術界においてもまだその定義や測定方法、教育法に関する議論や研究が待たれる段階である。

世界的にもその様な状況であり、パレスチナにおいても、目指す所として創造性と批判的思考力という能力を掲げたものの、具体的に何をどうすれば良いのかはまだ見定まっていないものと思われる。寧ろ、PISAのような、創造性・批判的思考力を総合的に含んだ、読解力や数学的リテラシー、科学的リテラシーを測るテストにおいて国際的にトップクラスである日本に、その方向性を示して欲しいとの意向を持っている。

本プロジェクトでは初等理数科が対象のため、まずはMoEHEも基礎的な知識や概念の習得を重視すると想定されるが、本業務の冒頭で、コンサルタントはMoEHEと具体的な方針や方向性についての議論を行い、初等前期・初等後期など、各教育段階において目指す具体的な教育・授業の内容と、それによる子どもの学び・学習達成度の測定方針をMoEHEに確認し、本業務における介入策ならびに児童・生徒の学習達成度のアセスメントに反映すること。

(9) 本邦研修

JICA人間開発部と調整の上、本プロジェクトの関係者を対象とし、本契約の枠内で国別研修を1回実施することから、契約見積に必要経費を計上すること。

なお、国別研修の提案については以下の資料を参照すること。

コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017年6月版）
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/trainee.html>

(10) プロジェクトの柔軟性の確保

以上のような背景に加え、キャパシティディベロップメントを目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜JICAに提言を

てた改善策の提言を作成し、本プロジェクトで実施可能なものについては本業務の後半で幾つか試行を行う。

(5) 介入策の範囲

本業務期間の後半で試行する介入策案は、必ずしも教員や視学官に対する介入に限定しない。業務期間の前半で実施した分析や情報収集の結果を踏まえ、プロジェクト目標達成のために有効で実行可能性が高いと想定される手法を、MoEHE と十分に協議の上、柔軟な発想で検討することが期待される⁴。プロポーザルにおいて、これまでの類似案件での業務経験等も踏まえ、現時点で想定される介入策（案）を実施方針の一部として提案することを歓迎する。

(6) 対象学年、注力する対象群の設定

パレスチナでは現在、基礎教育の 1 学年から 9 学年が義務教育とされており、さらに基礎教育は 1 学年から 4 学年の Preparation Stage、5 学年から 9 学年の Empowerment Stage に分かれている（以下、便宜的に前者を「初等前期教育」、後者を「初等後期教育」という）。本プロジェクトの対象は、この 1 学年から 9 学年（もしくは、専任の教員が理数科を担当する 3 学年から 9 学年）とするが、1 段階目の前半で実施・収集した分析結果を踏まえ、注力すべき学年等があれば、MoEHE と協議の上、限られた人員や時間も考慮し、決定する。MoEHE との協議、決定に際しては、適宜 JICA にも確認し、また、対象の設定に関し JICA が MoEHE と協議を実施することが適當と思われる場合は、その旨 JICA に要請すること。

また、MoEHE の分析⁵によると、パレスチナでは学習達成度の高い学校と低い学校のばらつきが比較的大きく、また、高い学校では女子校が、低い学校では男子校の割合が顕著に高いと指摘されている。これら学校の学習達成度や属性によって有効な介入策が大きく異なることも予想されるが、限られた人員や時間を考慮するといずれかの対象に重点を置くことが現実的な選択肢として考えられた場合は、MoEHE、JICA と十分協議の上、対応を決定する。

(7) 供与する教材・教具の検討

MoEHE では、理数科教育において、生徒の理解を助ける教材・教具の役割を重視している。簡易な教材・教具については教員が自作することを推奨しており、実際に優良事例を紹介するような取組も行われている様子であるが、自作が困難な教材・教具については購入して整備することの重要性も MoEHE との協議において示されており、本プロジェクトにおいても、プロジェクト目標の達成に有効な教材・教具を特定し供与することが要請された。具体的な内容や数量に関して

⁴ 介入案には、例えば、生徒の能動的な学習時間を増加させるための自習時間の導入や、特に学習達成度の低い学校や児童・生徒を対象として既習事項の復習・徹底を目的とした習熟度別クラスの導入（所謂 TaRL: Teaching at Right Level）、学習アプリの授業内外での導入、また、教員に対する介入においても、インターネットや ICT 技術を有効活用する案なども考えられる。なお、パレスチナには既に教員同士で教材を共有・コメントする Web サイトや、児童・生徒が学べる e-learning のサイトが存在する。一般的な EMIS も成績管理や保護者への連絡などの用途で使われている。

⁵ 当該分析が記載された報告書に関しては、契約開始後に受注者に開示予定。

行うことが求められる。

JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることとする。

(1.1) ガザ地区入域に関する留意点

本プロジェクトの対象地域にはガザ地区が含まれるが、コンサルタントのガザ地区への入域は、必要最低限に抑える方針である。入域に際しては、JICA パレスチナ事務所とも予め時期や目的に關し相談の上、指示を仰ぐこと。

6. 業務の内容

本業務では以下の業務（活動）を実施する（必ずしも時系列の記載にはなっていない）。想定される業務の工程は基本計画策定調査時の協議議事録（Minutes of Discussions）に添付の PO(Plan of Operation) のとおりであるが、より適切な工程がある場合にはプロポーザルに含めて提案すること。

(1) ワーク・プランの作成・協議（2019年2月下旬—3月上旬）

本プロジェクトにかかる各種報告書等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プランに取りまとめ、JICA の確認を得る。

同レポートを基に MoEHE と協議・意見交換し、C/P の意向を踏まえワーク・プランを完成させる。

(2) 教員の職能開発活動の観察・情報収集と技術支援（2019年3月～7月）

全国の視学官を統括する視学局では、理数科の視学官⁶に対する中央研修を実施しており、その研修を受けた視学官は、管轄する近隣の学校（クラスター）から最大13人程度の教員を月に1回程度集め、教員による自身の授業の振り返りや、教員同士の学びあいを促進する Learning Circle という取組を推進している。

この取組が本プロジェクトで教員に対する介入を行う場合に活用する枠組みの候補のひとつになるが、これ以外にも学校レベル・教育行政区レベルでの研修等も実施しており、これらも含めた教員の職能開発活動全般に関し広く情報収集する。それらの教員職能開発活動の中から、本プロジェクトで開発する介入モデルの基となりうる活動を重点的に観察・情報収集する。また、パレスチナ側は、1段階目開始直後からの技術支援を強く望んでいるため、これらの情報収集の機会には、C/P の要請やコンサルタントが気付く範囲で臨機応変に助言等の技術支援を行う。

(3) 授業分析の実施（2019年3月—7月）

(ア) 授業分析の目的

本プロジェクトにおける授業分析は、学習達成度の高い学校から低い学校まで、合理的に可能な範囲で万遍なく理数科の授業を観察・視聴し、パレスチ

⁶ 西岸地区における算数の視学官は初等前期で16名、初等後期で55名の計71名。理科の視学官は初等前期31名、初等後期で58名の計89名。西岸の17教育行政区ごとの内訳は受注者に開示予定。ガザ地区の視学官の数については未入手。

ナの理数科授業における特徴、問題点、学習達成度低迷の原因と考えられる要素等を洗い出し、介入策をより有効なものにすることを目的に実施する。

(イ) 既存の授業分析

パレスチナの授業分析は、2012 年に世界銀行の支援のもと Stallings' Snapshot Method を用いて、学習達成度の高い学校と低い学校を比較しその差異を見出すことを主な目的として実施されており、その結果は入手済みであるが、必ずしも本プロジェクトの上記目的には十分な内容ではない。また、アセスメント評価局によると、2019 年 3 月頃にも MoEHE にて再び同様の調査が行われる予定があるとの事だが、本業務で実施する授業分析は、前述のとおり、より理数科授業の問題点、改善点を見出すことを目的として別途実施する。

(ウ) ビデオ撮影

授業の観察方法は、ビデオで授業を撮影・翻訳し視聴することが上記目的には最も有効で現実的であると判断しており、案件開始直後の 2019 年 3-4 月に、有効な撮影方法の検討、テスト撮影、テスト分析、撮影方法の見直し・決定、撮影作業の委託・分担・体制等の調整などを行い撮影することを想定している。分析作業にあたり、撮影方法、映像・音声の質等は非常に重要な要素のため、最終的な撮影方法を決定する上で、(オ) で後述する分析作業にあたる大学教授等の専門家が現地に渡航し、幾つかの授業を観察すると共に、撮影方法に関し助言を行うことが望ましい。

なお、上記(イ)で触れた MoEHE が実施する調査の機会に合わせることで各種調整業務が省力化できる可能性があるところ、業務開始後に MoEHE と調整すること。

もしビデオ撮影ではなく、上記目的達成に対するより良い手法があれば、その理由と共に提案すること。

(エ) 撮影授業数の想定

撮影する授業の数は、本来であれば 1999 年の TIMSS Video Study で行われたような 100 本程度の分析を行うことが望ましいが、本プロジェクトでは限られた予算・時間の中で撮影・翻訳・分析を行う必要があるため、以下の内訳⁷で算数 16 本、理科 16 本の合計 32 本程度を暫定的に想定している（ガザ地区を含む）。より多く乃至は少ない本数が望ましいと考えられる場合は、その本数や理由と共に提案すること。

理科／算数	4 年生	8 年生	合計
男子校	3	4	7
女子校	3	4	7
共学校	2	N/A ⁸	2
合計	8	8	16

⁷ 4 年生と 8 年生を対象とする理由は、TIMSS や後述する全国達成度テストの対象学年の設定を参考に、初等教育の前期と後期それぞれの状況を把握する目的で暫定的に設定しているが、最終的な授業分析の対象学年は、MoEHE と協議の上、JICA の確認を経て決定する。

⁸ パレスチナでは 1-4 年生の Preparation Stage までは、男子校、女子校と共に共学校も存在するが、5 年生以降は男女別の学校となる。

(オ) 分析方法と再委託先の提案

授業分析は、その後の介入策の方向性・有効性を決定づけうる大変重要な業務であり、算数（数学）教育・理科教育それぞれの高度な専門性を持つ専門家が行うことが望ましく、大学教授や研究機関⁹への国内再委託を想定している。

また、分析の方針、具体的な分析手法も非常に重要な要素であり、プロトコル分析など様々な方法が存在するが、必ずしも特定の手法や方法論に則らずに、高い専門性を持つ専門家の目で視聴し、定性的に特徴を捉える方法も考えられる。プロポーザルにおいて、上記目的のために選択肢となり得る分析方法があれば、その理由と共に提案すること。

具体的には、再委託先の候補となる研究者や機関、想定する分析手法、それがパレスチナの理数科授業の特徴や課題を把握するために有効と考える理由等を、可能であれば複数の研究者や機関を挙げて提案されることが望ましい。なお、プロポーザルの時点において、受注した場合のそれら研究者や機関の受託の確約を先方から得る必要はない。

(カ) 授業ビデオの翻訳

パレスチナの公用語はアラビア語であり、理数科授業においてもアラビア語で実施されている。授業分析を行う上で、教員や児童・生徒の発話内容を正確に理解することは分析の質に直接かかわる非常に重要な要素である。そのため、授業ビデオの翻訳は、その質に十分配慮して実施することが求められる（分析作業を実施する者がアラビア語圏での長期留学や長期居住経験があるなど、現地のアラビア語を高度に解する場合は、翻訳は省略することも可能）。翻訳する言語は、分析作業を実施する者が英語圏での学位取得や長期居住経験があり英語を高度に解する場合は英語に翻訳するものとし、そうでない場合は基本的に日本語に翻訳する。なお、翻訳は撮影した映像に字幕を付けることを想定している。当該翻訳作業は、現地再委託もしくは国内再委託を認める。

(キ) 分析結果の発表・報告書

分析結果は、C/P にも広く共有し理解してもらうため、分析作業を実施した算数・理科それぞれの大学教授等の専門家が現地に渡航し、C/P 等に発表する機会を持つことが望ましい（2019 年 8 月初旬を想定）。また、分析結果は 2019 年 8 月下旬に報告書としてまとめ提出する。分量は算数・理科それぞれで 30~40 ページ程度を想定している。

なお、分析作業を実施する中で、2019 年 6 月頃に中間報告会を開催し、C/P のフィードバックを得ること。上述した最終報告の機会や当該中間報告会は、MoEHE や JICA パレスチナ事務所のテレビ会議システムを利用して遠隔で実施することも可能であるが、前述のとおり、分析を実施する者が、分析を実施する前に、一度現地を訪問し授業を観察すること、そして撮影方法に対し助言を行うことを想定している。

⁹ 本邦の研究者や研究機関を想定しているが、必ずしも国内に限定するものではない。

(4) 学力達成度テストの実施

(ア) 目的

算数・数学および理科における、パレスチナの1学年から9学年まで¹⁰の児童・生徒の学習達成度の把握に加えて、各教科の主要な内容に関する誤概念やつまづきを診断し、その結果を有効な介入策を立案するために活用することを目的として実施する。

(イ) 既存の学力達成度テストの活用可能性

MoEHEでは、アセスメント評価局が2年に一度、全国学習達成度テストを標本調査で実施している。直近では2018年に実施されており、この分析結果報告書案を入手済みだが、全国学習達成度テストの内容そのものは非公開であり、児童・生徒の学習達成度を詳細に理解するには必ずしも十分ではない。基本計画策定調査においてアセスメント評価局と協議した際に、本案件に従事するコンサルタントに対し問題と回答結果を開示することは了承を得ているが、その問題の質や、誤答分析等に活用可能な状態のデータかは不明なため、業務の冒頭でそのデータを入手し、上記目的のための活用が可能かを判断する。

(ウ) 診断テストの作成と実施

上記(イ)で入手したデータは本業務の目的には必ずしも十分なデータではない可能性が高いと想定され、その場合、本業務にて2019年3-4月¹¹の期間で、独自の診断テストの作成、試行、改善、本格実施を行う。

(エ) 対象学年・実施規模

対象学年は、上記目的を達成するため、4学年と8学年など、初等前期と初等後期段階それぞれで実施することを想定している。具体的な対象学年は、業務開始後に、MoEHE、JICAと協議の上、前述の全国学習達成度テストの対象学年等を勘案の上決定する。実施規模については、実務上合理的な範囲で出来る限り、学習達成度の高い学校から低い学校まで、属性にも配慮し、少なくとも10校程度¹²を対象に実施することを想定しているが、MoEHEと協議の上、決定する。ガザ地区についても、実施上の困難がない限り対象に含める。

(オ) 分析結果の発表・報告書

分析結果は、C/Pにも広く共有し理解してもらうため、分析作業を実施した算数・理科それぞれの専門家が現地に渡航し発表する機会を持つことが望ましい。分析結果は報告書にまとめ2019年6月下旬に提出する。分量は算数・理科それぞれで30ページ程度を想定している。

¹⁰ 実際の学力達成度テストの対象学年は、2015年の基礎情報収集調査に記載の統一テストや全国学習達成度テストの対象学年と、直近2018年の全国学習達成度テストの対象学年等ではばらつきが見られ、その実態を把握した上で、MoEHEと協議の上、適切な対象学年を設定する。

¹¹ パレスチナでは2018/2019年度は4月末より学年末試験の時期に入ると説明を受けており、本業務で実施する学力診断テストの実施可能時期はその4月末までと想定しているが、学年末試験の時期（5月中旬頃までと推察）での実施が不可である旨を確認した訳ではない。

¹² テスト4種（4年生理科・算数、8年生理科・算数）×35名／学級×10校=1,400名分。ただし、各学年、理科・算数を同じ学級に実施することも可。なお、テスト対象学校が初等前期・初等後期一貫校ではない場合は、学校数が増える可能性もある。なお、テスト時間は45-50分を想定。

(力) 専門家の補強や再委託について

本学力診断業務は、既存データの活用可否の判断、独自テストの開発・実施を短期間で行う必要があるため、算数・数学および理科の学習達成度診断の高い専門性が求められる。現時点ではコンサルタントの配置を想定しているが、再委託も認める（原則として国内を想定）。本業務の実施にあたっての補強もしくは国内再委託の方針等があれば、業務の実施方針としてプロポーザルに記載すること。

(5) 各種分析を踏まえた提言（ver.1）の作成（2019年8月）

業務期間の前半で得た分析結果や各種情報を基に、特にカリキュラムの実施面に焦点を当てた改善策の提言（ver.1）を作成¹³し、合同調整委員会（Joint Coordination Committee。以下、JCC）にて発表する。この提言には、MoEHE側の政策的な対応が必要な場合等、本プロジェクトの中では実施が困難なもの¹⁴から、本業務期間の後半で試行する幾つかの介入策候補までを含む。

前述のとおり、この介入策案は、必ずしも教員や視学官に対する介入に限定する訳ではなく、柔軟な発想で検討することが期待される。これら提言の内容は、JCCでの発表後、10～20ページ程度の報告書にまとめる。本提言は1段階目が終了する2020年2月には検証結果等の情報を更新しver.2を作成し、その後も本プロジェクトを通して更新されていくことを想定している。

(6) 介入策の試行（2019年9月～2020年1月）

前項に記載のとおり、提言を行った幾つかの介入策を、MoEHEと十分に協議の上、試行する。複数の介入策を同時並行で試行することを推奨するが、必ずしも一つの介入策を上記期間を通して継続して実施する必要はなく、その介入策の内容によっては、数回でその有効性と実行可能性を見切り、次の介入策の試行に移っても良い。また、地域についても必ずしもパレスチナ全域で試行する必要はなく、有効性と実行可能性を検証するのに十分であれば、ラマッラ近郊の数校における数回の試行でも可とする。これら試行する介入策の有効性は、5.（3）に記載のとおり、基本的に生徒の学習達成度の改善をもって測られる。

なお、5.（7）にも記載のとおり、これらの介入策の効果を高めるために、試験的に教材・教具を購入することも認める。これらの教材・教具は、本プロジェクトの2段階目で対象校の一部に供与される可能性があるが、教材・教具の選定にあたっては、原則として本プロジェクトの終了後もMoEHEや各学校の予算で購入・維持管理できる範囲のものとする。

(7) 介入策試行結果の整理・提言（Ver.2）の作成（2020年2月）

試行した介入策とその結果、そしてそれを踏まえて2段階目において介入モデルとして完成させるべきと考える介入策の骨子を、1段階目の最終JCCにおいて発表する。その上で、上記（5）で作成した提言を更新しver.2を作成し提出す

¹³カリキュラムの内容面での改善に触れることを妨げるものではないが、それが主目的とはならない提言を想定している。

¹⁴例えば、意図されたカリキュラムを実現するために必要な授業時間数を検証したり、試験的なカリキュラムを導入する研究指定校の創設（現時点存在するかは未確認）など。

る。

(8) モニタリングシートの作成

プロジェクト実施期間中に計1回、JICA指定のフォーマットに基づいてモニタリングシートをC/Pと協働で作成する。作成時期までの活動の進捗状況とそれに伴うプロジェクト目標及び成果の達成状況、プロジェクト実施にあたり工夫した結果、ポジティブな成果を得られた事項や残りの活動を実施する際に改善・留意すべき点を中心に取りまとめる。

なお、本シートの提出時期は基本計画策定調査で検討した業務の工程を踏まえて以下「7. (1) 報告書等」に記載の時期を想定しているが、プロポーザルにより適切な業務の工程を提案する場合には、同シートの適切な提出時期も提案すること。

(9) 合同調整委員会（JCC）の開催及び出席、報告

本プロジェクトでは合同調整委員会を設置する（構成員については配布資料イの協議議事録を参照）。同委員会は案件開始・中間時・終了時を含む計3回を目安に開催し、プロジェクトの年間計画の策定、進捗確認、重要事項の決定等を行う。プロジェクト開始後、第1回JCCを開催し、Plan of Operation確定等を行い、中間時点の第2回JCCにおいて、6.(5)で前述のとおり、各種分析を踏まえた提言を行う。案件終了時の最後のJCCでは成果の確認等を行う。

コンサルタントは進捗報告、議題に関する資料を作成の上、JCC開催に向けて必要な調整を行うこと。

(10) 広報

本協力の意義、活動内容とその成果をパレスチナ・日本両国の国民各層の理解促進のため、本協力の意義、協力活動の進捗状況および成果などを2か月に1回を目途に広報する。

(11) 運営指導調査に対する協力

コンサルタントは、技術移転の成果及び目標達成度、業務実績等の情報提供等を通じ、JICAが実施を予定する以下の調査に協力すること。なお、日本の当該分野の有識者や実践者を運営指導調査団員として派遣しコンサルタントへの助言・支援の実施も想定している。

・運営指導調査（2019年に1回）

(12) 本邦研修

本案件のC/Pに対し、下記の研修目的で本邦にて1回研修を実施する。計画に際しては、以下の考慮事項に配慮し、内容・実施時期を検討の上、提案すること。また、その経費は契約見積に含めること。

目的：日本の初等・中等教育における理数科の生徒中心型授業の特徴等を理解し、パレスチナでの理数科教育改善のための参考とする。

考慮事項：

- ① 参加者は最大15名とする。
- ② 研修期間は2週間以内とする。

(13) プロジェクト事業完了報告書の作成

プロジェクト全期間の活動内容とプロジェクト目標の達成度と併せて、今後の類似プロジェクトでの活用を想定し実施運営上の工夫や課題・教訓を取りまとめる。

7. 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

レポート名	提出時期	部 数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後 10 日以内	和文 5 部
ワーク・プラン	2019 年 3 月中旬	和文 2 部、英文 4 部
学力達成度分析結果報告書 (算数・理科)	2019 年 6 月下旬	和文 2 部、英文 4 部 (※)
授業分析結果報告書	2019 年 8 月下旬	和文 2 部、英文 4 部 (※)
理数科における児童・生徒の学びの改善に向けた提言 (Ver.1)	2019 年 8 月下旬	和文 2 部、英文 4 部
モニタリングシート	2019 年 9 月下旬	和文 2 部、英文 4 部
理数科における児童・生徒の学びの改善に向けた提言 (Ver.2)	2020 年 2 月下旬	和文 2 部、英文 4 部
供与教材・教具に関する提案書	2020 年 2 月上旬	和文 2 部、英文 4 部
プロジェクト事業完了報告書	契約終了時 (ドラフトを 2 週間前迄に提出し JICA からのコメントを踏まえて最終化)	和文 2 部、英文 4 部 CD-R : 3 枚

プロジェクト事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化 (CD-R) の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。各報告書の記載項目（案）は JICA とコンサルタントで協議、確認する。

なお、英文は JICA 本部、JICA パレスチナ事務所に 1 部ずつ、MoEHE に 2 部提出すること。

(2) 技術協力作成資料・収集資料等

業務を通じて作成された技術協力作成資料や収集資料は、業務完了時までに提出することとする。なお、同資料のリストを事業完了報告書に記載すること。

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内

容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ WBS (Work Breakdown Structure)
- エ 業務フローチャート

【第4 業務実施上の条件】

1. 業務工程計画

本契約は1段階目の業務を委託するもの。

1段階目：2019年2月～2020年2月

(なお、現地業務の開始は2019年3月を想定している。)

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

業務量は約16.3M/Mを目途とする。

なお、この数字は、授業分析業務と、授業分析ビデオの翻訳業務の業務量は含んでいない。

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当するコンサルタントの配置を想定するが、業務内容や従事者の経験を考慮の上、適切なコンサルタントの配置をプロポーザルにて提案することとする。

ア 業務主任／教師教育（現職教員および教員養成）(2号)

イ 算数教育(3号)

ウ 理科教育(3号)

エ 学力診断・算数

オ 学力診断・理科

6. (3)(オ)(P.19)に記載のとおり、授業分析については再委託を想定しているため、業務従事者としては記載していない。なお、授業の撮影に向けたテスト撮影や各種調整業務は、業務従事者が行うことを見込んでいる。

主に介入策の実施・調整を担う算数教育・理科教育に関しては、パレスチナの技術支援ニーズに応えるには、各教科に関する相応の専門知識を有したコンサルタントが配置されることが望まれる。

業務主任は、授業分析や学力診断テストにおいては主にアセスメント評価局と、介入の実施に際しては主に視学局との調整が必要となり、業務の冒頭では一定期間集中的に現地にて業務を行うことが望まれる。

3. 対象国の便宜供与

配布資料イの協議議事録（Minutes of Discussions）に記載のとおり。

4. 配布資料／貸与資料

(1) 配布資料

以下の文書について電子データで配布する。

ア 要請書

イ 基本計画策定調査時の協議議事録（Minutes of Discussions）

ウ パレスチナ日本初等理数科カリキュラム・教科書改訂協力プロジェクト業務完了報告書

(2) 参考資料

- ア パレスチナ自治政府 教育セクター基礎情報収集・確認調査報告書
http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12268884.pdf

5. 再委託

プロジェクト活動に係る業務について、経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO 等がある場合、それらの期間や組織に再委託して実施することができる。

再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業務の業務遂行に関しては適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、可能な範囲で、再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している業者の候補者名並びに再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

以下の業務については再委託を認める。

- (1) 授業分析業務（理科・算数）
- (2) 学力達成度診断業務（理科・算数）
- (3) 授業分析ビデオ翻訳業務

これらのうち、(1) と (3) の業務に関しては、コンサルタントによる実施か再委託かに関わらず、別見積もりとする。(2) の業務は本見積もりに含めること。

6. 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA パレスチナ事務所、在パレスチナ日本代表事務所等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の最新の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。特に、ガザ地区においては、安全対策について慎重に検討する。

7. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドライン（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

8. その他留意事項

(1) 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(2) 複数年度契約

本業務については複数年度契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内業務を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行え

ることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

以 上

